

投稿論文

更生保護改革前後の保護観察処遇について

法務省保護局 蛭原正敏

(要約)

近年、保護観察の再犯防止機能の強化を目的として更生保護改革が進められている。本稿では、更生保護改革前後における保護観察の制度的手段の充実の度合及び制度の運用状況を概観した上で、再犯防止効果の向上の有無を検討した。保護観察処遇の制度及びその運用については、いずれも充実・強化が図られているが、再犯防止効果については更に調査、検証が必要である。

キーワード：更生保護改革，保護観察処遇，再犯防止，処遇効果

はじめに

平成16年末から17年にかけて、現に保護観察を受けている者とかつて保護観察を受けていた者による計3件の重大犯罪が起きた。これをきっかけとして、保護観察の再犯防止機能の強化が課題となり、これを検討するため、平成17年7月には、法務大臣により「更生保護のあり方を考える有識者会議」が設置された。同有識者会議は、平成18年6月、「保護観察の有効性を高め、更生保護制度の目的を明確化し、保護観察官の意識を改革すること等により、強靱な保護観察の実現を」などとする報告書を提出した¹。その後、更生保護においては、保護観察の再犯防止機能の強化を目的として、平成20年6月の更生保護法施行をは

じめ更生保護制度全般にわたる改革(更生保護改革)が進められ、現在に至っている。

そこで、本稿では、とりあえずの仮説を「再犯防止施策の充実により再犯防止が図られた」とし、それを説明するため、保護観察の手段のいくつかについて、更生保護改革の前後におけるその実施状況を見ることとしたい²。

はじめに、再犯防止のための保護観察の手段を類型化する。通例にならって、まずは監督と支援とに分ける。更生保護法の用語では、指導監督と補導援護におおむね重なるだろう。社会内処遇から施設内処遇へと移行させるいわゆる不良措置は、保護観察対象者が遵守事項を遵守しない場合に執られるものである。監督にも支援にも分類できないので、保

1 「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書「更生保護制度改革の提言」平成18年6月27日 法務省HPに掲載

2 本稿において、統計数字は、保護統計年報、犯罪白書又は保護局資料による。なお、参考のため、巻末に、更生保護改革前後の保護観察の手段の運用状況について、比較表を掲載する。

護観察の第3の手段とする。専門的処遇プログラムは、保護観察対象者の内面に働きかけてその改善更生を促すものであるが、その受講を遵守事項によって義務付けているので、自発的行動を援助する支援とは異なる。そこで、指示的に行われる支援を介入的支援と呼ぶこととする³。したがって、保護観察の手段は、大きく監督、支援又は不良措置とに分けられ、支援については、住居等の生活基盤を得ることを支援する福祉的支援と、指示的に行われる介入的支援とに分けられる。更生保護改革においては、それらの手段のうち特定のものに限ることなく、多岐にわたる手段の強化が図られた。

なお、これらの分類はもとより便宜的なもので、保護観察のある特定の手段は、監督的側面も支援的側面も有していることが多い。例えば、薬物検出検査は、使用していないことを示すことによって薬物を断つ意思を強化する(支援)ものであるが、一方、検査そのものは薬物の使用の有無を明らかにし、心理的規制を加えることで薬物の使用を抑制する(監督)機能も持つだろう。

① 監督

保護観察の手段として、監督と分類されるもののうち、面接、薬物検出検査、生活の実態を示す資料の提示、所在不明防止対策の4点を取り上げる。

1 面接

面接は、保護観察対象者の生活状況を把握し、指導を行うもので、保護観察の基礎をなすものである。面接内容に応じ、更に生活状況を質すこともあるだろうし、就労支援等の具体的援助に乗り出すこともあろう。保護観察対象者の省察を深め、態度変容を促すカウンセリング的機能もあろう。従来、どちらかと言えば、面接の質的側面を問題にすることが多かったように思われるが、ここでは面接の監督的側面、すなわち、面接により生活状況が把握されていることによる犯罪行動の抑止機能を取り上げる。

保護観察の面接の頻度が高ければ高いほど、その監督的機能は大きくなると考えられるが、保護観察対象者の面接がどの程度の頻度で実施されているかについては、統計がない。そこで、面接頻度を指し示す処遇方策の運用状況を見ることによって、面接の実施状況を推測することとしたい。平成20年6月に導入された段階別処遇は、保護観察対象者を、改善更生の進度や再犯の可能性の程度及び補導援護の必要性等に応じて、4区分された段階に分類し、各段階に応じて、保護観察官の関与の程度や接触頻度等を異にする処遇を実施する制度である⁴。これによると、平成23年末において、保護観察の面接を毎月2回以上行い、保護観察官の関与の割合が大きいと考えられる段階に編入された対象者の割合は、20.0%であった。段階別処遇が実施される以前は、分類処遇という処遇方策が執られていた⁵。分類処遇制度は、資質、環境に

3 例えば、川出(2007)は、改善更生の措置とそれとは異なる手段(監視)と分け、柿澤(2006)は、指導監督及び補導援護と不良措置とに、後藤(2005)は、受容型保護観察と介入型保護観察とに分ける。

4 法曹時報63巻6号(2011)57-58頁。

5 犯罪白書(2004)386頁。

問題の多い保護観察対象者を選び、保護観察官が計画的かつ直接的に処遇に関与するもので、処遇困難とされる者の比率は、更生保護改革前の平成15年末で11.2%であった。段階別処遇と分類処遇とでは、制度設計も異なり、単純に比較することは難しい面もあるが、面接頻度が月2回より大きく、かつ保護観察官の面接等の関与の割合が大きいと考えられる保護観察対象者の割合は、更生保護改革の前後で11.2%から20.0%に増加している。したがって、保護観察の監督機能の基礎をなす面接の量的側面が強化されたと言えよう。

2 薬物検出検査

簡易薬物検出検査は、平成16年4月から、覚醒剤の自己使用事犯の仮釈放者を対象に始められ、その後、保護観察付執行猶予者をも対象に加えた⁶。さらに、平成20年6月から、特別遵守事項によりその受講を義務付ける専門的処遇プログラム的一种である覚せい剤事犯者処遇プログラムが実施されている。このプログラムによる処遇は、5回にわたり行われるが、簡易薬物検出検査が組み込まれているので、プログラム受講者は、計5回の検査を受けることとなる。したがって、覚醒剤事犯の仮釈放者と保護観察付執行猶予者のうち、覚せい剤事犯者処遇プログラムを受ける者は、プログラム受講期間中計5回の簡易薬物検出検査を受け、このプログラムを受けない覚醒剤事犯者とプログラムを終了した覚醒剤事犯者が、プログラムと組み合わせられない簡易薬物検出検査を受けることとなる。

簡易薬物検出検査が開始された平成16年4

月から17年3月までの1年間に、検査を受けた保護観察対象者の数は1,852人、検査実施回数は4,220回である。平成18年(暦年。以下同じ)には、それぞれ3,054人、7,009回であり、平成23年には、それぞれ3,192人、7,741回となっている。また、平成20年6月から、覚せい剤事犯者処遇プログラムが始まり、平成23年には、これを受講した者が1,344人となっており、プログラムに伴う検査回数は6,418回である。したがって、プログラム実施に伴う検査と単独の検査との合計は、平成23年には、1万4,159回である。次に、覚醒剤事犯者の再犯状況を見るために、保護観察付執行猶予者の終了人員における再処分率(保護観察終了人員中、保護観察中の犯罪又は非行により、刑事処分、起訴猶予の処分又は保護処分を受けた人員の割合(%))。以下同じ)を見ると、平成13年は37.8%、18年は36.6%、23年は39.3%であった。

これらによると、簡易薬物検出検査は平成16年に始められ、その後、更生保護改革の前後で、検査を受けた保護観察対象者人員及び検査実施回数は、それぞれ数倍に増加しているが、保護観察付執行猶予者の終了人員における再処分率を見る限りでは、その再犯防止効果が上がっているとまでは言えないように思われる。

3 生活の実態を示す資料の提示

更生保護法第50条第2号は、一般遵守事項として、新たに、「保護観察官又は保護司から労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握す

6 法曹時報63巻6号(2011)57頁。

べきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること」を規定した。保護観察の面接において、保護観察対象者は、その生活状況について必ずしも事実を報告するとは限らず、その結果、事実を即した適切な指導監督が実施できないことがある。そこで、保護観察対象者の生活実態の把握を確実なものとするため、一般遵守事項としてこの規定が置かれたものである。実際の面接では、このような規定のなかった犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の下においても、様々な工夫がなされてきたものと思われるが、遵守事項として規定されたことにより、例えば、就労についての報告に疑問がある場合、給与明細等の提示を義務付けることができるようになった。

生活の実態を示す資料の提示を求めることは、生活の実態について虚偽の報告をすることが多く、ひいては再犯傾向が強いと認められる一定の保護観察対象者について、犯罪的傾向に傾くことを防止する保護観察の手段の一つになるものと考えられるが、その活用状況についての資料はない。

4 所在不明者

保護観察対象者が所在不明に陥ることを防止することは、保護観察の監督機能を維持するための重要な前提である。前記の更生保護のあり方を考える有識者会議においては、保護観察を離脱して所在不明状態になっている保護観察対象者（仮釈放者と保護観察付執行猶予者）が1,500人以上に及ぶことが大きな問

題となった（有識者会議報告書12頁）。そこで、更生保護では、あらかじめ交友関係に留意するなどして、保護観察からの離脱防止に努め、所在不明になった場合の所在調査を強化するとともに、平成18年5月からは、所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の所在を迅速に発見するために、保護観察所の長は、警察からその所在に関する情報の提供を受けている。この情報提供により、平成17年12月から24年3月までの間に2,014人の所在が判明した。

これらの対策により、保護観察から離脱し所在不明となる者は、顕著に減少しており、平成15年末における仮釈放者と保護観察付執行猶予者のうち所在不明人員とその割合は、それぞれ670人(84%)と901人(5.7%)であったところ、23年末における所在不明人員とその割合は、それぞれ145人(24%)と195人(1.7%)に減少した。保護観察から離脱する対象者が減少すれば、再犯に至る者も減少すると考えられるが、同時期の仮釈放終了者のうち再犯等により仮釈放を取り消されて終了した人員及びその割合を見ると、平成15年の1,030人(6.6%)から23年の619人(4.2%)に減少している⁷。同様に、保護観察付執行猶予者について、終了者のうち再犯等により刑の執行猶予を取り消された人員及びその割合を見ると、平成15年の1,779人(33.0%)から23年の1,012人(26.3%)に減少している。

したがって、更生保護改革の前後において、保護観察の面接内容の充実等により、保護観察からの離脱を防止するとともに、警察との連携をも含め所在不明者の発見に努めることによ

7 仮釈放取消しの直接の理由は遵守事項違反。再犯事実を遵守事項違反と認めて仮釈放取消しの措置が執られている。

り、所在不明者が減少し、それが再犯者の減少に寄与している可能性があると言えよう。

以上、監督の措置のうち4点について、更生保護改革の前後における変化の観点から検討したところ、そのすべてについて制度の充実が図られ、そのうち、生活の実態を示す資料の提示を除く3点については、その運用が強化されたと認められる。再犯防止効果の有無については、所在不明者対策の強化により再犯者が減少した可能性があるが、簡易薬物検出検査については効果が上がっているとまでは言えない。

② 支援の措置

支援の措置に保護観察対象者の再犯を防止する効果があることについては、疑問の余地がないように思われるが、平成21年版犯罪白書の調査結果は、これを改めて明らかにした。法務総合研究所は、平成16年中に窃盗により初めて執行猶予判決を受けた後4年以内に再犯に及んだ者とそうでない者計691人について調査した。このうち保護観察に付された者は、63人であった。保護観察の有無別に再犯状況を見ると、保護観察ありの者の再犯率は31.7%、保護観察なしの者は29.5%で大きな違いはなかった。ところが、これらの者のうち、単身で住居不定又はホームレスの者258人についてみると、保護観察ありの者は再犯率25.0%、保護観察なしの者は36.1%であった。同様に、無職の者401人については、保護観察ありの再犯率は23.7%、保護観察なしは35.5%であった⁸。保護観察ありの者の再犯率が低い理由は、保護観察に付された者に対しては、住居がなければ定

住支援が、無職であれば就労支援が実施されることによるものと考えられる。以下では、更生保護改革前後における定住支援及び就労支援その他の支援的措置の実施状況を見る。

1 定住支援

平成22年においては、刑務所満期出所者は約1万5千人いたが、およそその半分が適当な帰住先のない者だった。近年、こうした、親族のもとなど適当な帰住先のない者が、約7千人から8千人の高水準で推移している。

(1) 更生保護施設

こうした行き場のない刑務所出所者等については、かねて更生保護施設がその保護に当たっている。現在、更生保護施設は、全国に104施設あるが、定員20人程度の小規模の施設が多く、全国の定員を合わせても2,329人にすぎない。更生保護施設での受け入れ可能人員を拡大するために、近年、委託費予算を増額したり、高齢や障害のある刑務所出所者等を受け入れることができるよう職員体制を強化するなどの施策が進められている。また、法務省では、平成24年度から、薬物事犯者など処遇が困難な刑務所出所者を受け入れた場合は、その委託費を増額することとしており、これにより処遇態勢を強化して、処遇の困難な者の受け入れを促進することとしている。

更生保護改革前後における更生保護施設への収容委託人員を見ると、平成15年において6,448人であったところ、平成23年には6,852人であり、大きく伸びているとは認められない。なお、収容委託人員中、仮釈放者は、この期間に3,982人から3,820人に減少したが、満期

8 犯罪白書(2009)233-246頁。

釈放者は、714人から1,095人に増加した。また、平成23年における年間収容保護率(収容可能人員のうち実際に収容保護した人員の割合)は、78.4%である。

(2) 自立準備ホーム

行き場のない刑務所出所者等が高水準で推移する中、更生保護施設のみではその収容能力に限界があるので、法務省では、平成23年度から、「緊急的住居確保・自立支援対策」という新たな枠組みを構築し、多様な住居を確保するための取り組みを開始している。この枠組みにより確保した住居を自立準備ホームと呼んでいる。具体的には、ホームレス支援等を目的としてアパートや寮などの宿泊施設を保有するNPO法人や社会福祉法人等に対して、保護観察所が、満期釈放者等の宿泊や食事の提供、毎日の生活支援を委託するもので、これにより、刑務所出所者等の住居確保策に広がりが出てきた。

平成23年度中に、自立準備ホームにおいて、仮釈放者及び満期釈放者を中心として、798人を保護した。

2 就労支援

保護観察対象者にとって、就労の有無は、再犯に陥るか否かに大きく影響する。平成23年中に保護観察を終了した者について、その保護観察中の再処分率を比較すると、有職者が7.2%であるのに対し、無職者は27.1%と、有職者の約4倍に上っている。保護観察終了者に占める無職者の割合は、平成15年には22.8%であり、20年には19.8%まで低下したが、その後急速に悪化し、23年には24.1%に達した。

(1) 総合的就労支援対策

この課題に対応するため、平成18年度から、法務省と厚生労働省が連携して「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施している。これは、刑務所中から、充実した職業訓練や、ハローワーク(公共職業安定所)職員による職業講話などを行うとともに、出所後は、保護観察所とハローワークが就労支援チームを組んで、職場体験講習、トライアル雇用奨励金、身元保証制度等の就労支援メニューを活用して就労支援を実施するものである⁹。平成18年度から23年度までの6年間に、刑務所出所者等約3万5千人に対しこの対策による支援を行った結果、約1万2千6百人の就労が確保された。

(2) 協力雇用主

これら就労支援対策の基盤となっているのが、犯罪や非行をした人の前歴にこだわらず雇用し、その立ち直りに協力している「協力雇用主」である。平成15年において、協力雇用主数5,050事業者、被雇用者数423人であったところ、平成24年は協力雇用主数9,953事業者、被雇用者数758人となっている

福祉的支援は、特に保護司が、その地域性を生かして成果を上げてきた領域であるが、家族や職業構造の変化等により、保護司のインフォーマルなネットワークに依存した住居、就労支援は困難になってきた。関係官署が連携した、制度化された具体的支援の更なる充実が必要な状況である。

3 介入的支援(専門的処遇プログラム)

性犯罪を繰り返す者のように、特定の犯罪的

9 法曹時報63巻6号(2011)59頁。

傾向を有すると考えられる保護観察対象者(仮釈放者及び保護観察付執行猶予者)に対しては、その傾向を改善するために、専門的処遇プログラムが実施されている。専門的処遇プログラムとしては、性犯罪者処遇プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの4種がある。いずれも、認知のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促そうとする認知行動療法を理論的基盤としている。専門的処遇プログラムによる処遇は、保護観察官が、5回にわたり、保護観察対象者に個別に面接し、又は集団で討議させ、ワークシートに書き込ませたり又は発言させるなどの方法で、認知のゆがみや自己統制力の不足などの自己の問題性を考えさせるとともに、ロールプレイング等の方法で、犯罪に至らないための行動方法を指導するという内容で行われている¹⁰。なお、専門的処遇プログラムについては、犯罪行為の内容、保護観察期間等が一定の要件に該当する者に対して、特別遵守事項でその受講を義務付けて履行させており、処遇の内容としては、改善更生のための支援的措置であるが、これを指示的に行わせているという点で、介入的支援と分類できよう。

(1)性犯罪者処遇プログラム

性犯罪者処遇プログラムは、平成18年4月から実施されており、23年において、仮釈放者552人、保護観察付執行猶予者298人の計850人に対して実施された。なお、性犯罪者処遇プログラムは、罪名が強制わいせつ、強姦である者に加え、下着盗のように性的動機に基づいて犯罪をした者も実施対象としてい

る。罪名が強制わいせつ・強姦である保護観察付執行猶予終了者について、保護観察期間中の再処分率を見ると、平成17年は25.6%、平成23年は18.8%である。

(2)覚せい剤事犯者処遇プログラム

覚せい剤事犯者処遇プログラムは、平成20年6月から実施されており、23年において、仮釈放者926人、保護観察付執行猶予者418人の計1,344人に対して実施された。なお、同年中に、覚せい剤事犯により仮釈放の保護観察に付された者は3,384人、保護観察付執行猶予に付された者は491人で、計3,875人であった。よって、覚せい剤事犯の仮釈放者中、覚せい剤事犯者処遇プログラムを受けているのは約27%である。これは、仮釈放の期間が短い等の理由から処遇プログラムの対象とならない者が多数いることを示している。覚せい剤事犯の保護観察付執行猶予終了者について、保護観察期間中の再処分率を見ると、平成18年は36.6%、平成23年は39.3%である。

(3)暴力防止プログラム

暴力防止プログラムは、傷害等の暴力的犯罪を繰り返す者を対象として平成20年6月から実施されている。暴力防止プログラムは、平成23年において、仮釈放者152人、保護観察付執行猶予者107人の計259人に対して実施された。罪名が傷害である保護観察付執行猶予終了者について、保護観察期間中の再処分率を見ると、平成18年は28.9%、平成23年は26.3%である。

(4)飲酒運転防止プログラム

飲酒運転防止プログラムは、飲酒運転を反復する傾向を有する者を対象として平成22年

10 犯罪白書(2011)77-78頁。

10月から実施されている。飲酒運転防止プログラムは、平成23年において、仮釈放者298人、保護観察付執行猶予者126人の計424人に対して実施された。同プログラム対象者となる割合が高いと考えられる、罪名が業務上過失致死傷である保護観察付執行猶予終了者について、保護観察期間中の再処分率を見ると、平成18年は17.6%、23年は9.4%である。同様に、罪名が道路交通法違反である保護観察付執行猶予終了者について、保護観察期間中の再処分率を見ると、平成18年は19.4%、23年は19.2%である。

専門的処遇プログラムが本格的に開始されて数年に過ぎないが、相当数の保護観察対象者がこれを受けようになった。平成23年において、仮釈放者開始人員1万4,621人中、専門的処遇プログラムを受講した者は1,928人、割合にして13.2%である。保護観察付執行猶予者については、3,401人中、専門的処遇プログラムを受講した者が949人、割合にして27.9%である。一方、覚醒剤事犯の仮釈放者のように、仮釈放期間が短いために専門的処遇プログラムの対象とならない者が多数いることは先に見たとおりである。

支援の措置のうち、更生保護改革の前後における変化の観点から、定住・就労支援、4種類の専門的処遇プログラムの計6点について検討したところ、そのすべてについて制度の充実が図られ、かつ、運用が強化されたと認められる。次に、再犯防止効果の有無であるが、定住・就労支援については適当な資料がない。専門的処遇プログラムについては、受講者と非受講者を直接比較した資料がないので、当該罪名の者の多くがプログラムを受

講していると考えられる保護観察対象者(保護観察付執行猶予者のみ)の再処分率を見た。プログラム開始の前後で、覚醒剤事犯者については再処分率が上昇したが、性犯罪者、暴力事犯者及び飲酒運転事犯者については、再処分率が低下している。

③ 不良措置

保護観察対象者に遵守事項違反、再犯等があった場合に執られるいわゆる不良措置として、保護観察処分少年に対する警告、施設送致申請及び通告、仮退院少年に対する戻し収容、仮釈放者に対する仮釈放の取消し、保護観察付執行猶予者に対する刑の執行猶予の言渡しの取消しがある。

かつては、遵守事項の内容が抽象的で、違反しても不良措置をとり得ないようなものもあるとの指摘があったことから、更生保護法においては、遵守事項が、違反すれば仮釈放取消し等の不良措置につながる法的規範であることを明確にした。再犯に至る保護観察対象者については、日常生活において遵守事項違反を繰り返している場合が多いので、適切な不良措置の運用によって再犯の未然防止を図ろうとするものである。

1 保護観察処分少年

遵守事項に違反した保護観察処分少年に対し、少年院送致等の新たな保護処分がされる可能性も示して、改めて遵守事項を遵守するよう促す措置を警告(更生保護法第67条第1項)という。警告を受けた保護観察処分少年については、保護観察の指導監督を強化するものとされているが、それでもなお遵守事項

を遵守しない場合に、保護観察所の長の申請により(更生保護法第67条第2項)、家庭裁判所において、少年院送致等の新たな保護処分をすることができる(少年法第26条の4第1項)。これらは、いずれも、保護観察処分少年が遵守事項を遵守しない場合の不良措置が必要であるとして、平成19年の少年法等の一部改正により設けられ、その後、更生保護法に引き継がれたものである。く犯事由があると認めるときに家庭裁判所に通告することができるのは、従前と変わらない。

更生保護改革の前後における保護観察処分少年にかかる不良措置の状況を見ると、通告は、平成15年には29件であったところ、23年は22件であった。平成23年において、新設された警告は172件、施設送致申請は16件であった。平成15年末の保護観察処分少年の人員は3万5,650人であったところ、23年末現在では2万662人であり、年末人員当たりの通告及び施設送致申請件数を見ると、23年は15年の2.3倍となっている。同時期の再処分率についてみると、平成15年には19.1%だったところ、23年には16.8%と減少している。しかしながら、不良措置の絶対数が少ないことから、その効果であるとするのは困難だろう。

2 少年院仮退院少年

仮退院少年について、遵守事項違反を理由として、家庭裁判所に対して、少年院に戻す処分を求める措置が戻し収容の申出である¹¹。仮退院少年に対する不良措置については、更生保護改革の前後を通して変更がない。

平成15年における戻し収容の申出は16件で

あったところ、23年は25件であった。平成15年末の仮退院少年の人員は7,450人であったところ、23年末現在では4,836人であり、年末人員当たりの戻し収容申出件数を見ると、23年は15年の2.4倍となっている。同時期の再処分率についてみると、平成15年には23.5%であったところ、23年には18.9%に減少している。しかしながら、戻し収容の申出件数は、絶対数ではきわめて小さく、再処分率の減少をその効果とするのは困難だろう。

3 仮釈放者

仮釈放者に対する不良措置は、仮釈放の取消しである。先に所在不明者に関するところで見たとおり、仮釈放の取消人員は、平成15年の1,030人(当該年の終了者の6.6%)から平成23年の619人(同4.2%)に減少している。ところが、仮釈放取消人員については、仮釈放期間中に再犯があり、再犯事実を遵守事項違反と認めて仮釈放取消しの措置を執られた者も計上されている。そこで、再犯ではない遵守事項違反を理由として仮釈放取消しとなった人員を推定するため、仮釈放者の引致人員を用いることとする。実務上、再犯ではない遵守事項違反により仮釈放を取り消される者のほとんどは、引致、留置を経ており、また、再犯者が引致されることはまれだからである。引致人員で代替したところの仮釈放取消人員(再犯者を除く。)については、平成15年は154人(当該年の終了人員の1.0%)であったところ、平成23年は229人(同1.6%)である。したがって、仮釈放者に対する不良措置の運用は積極化していると言えよう。一方、仮釈

11 保護観察所の長は、地方更生保護委員会に対して申出をし、同委員会が家庭裁判所に対して戻し収容を申請する。

放期間中の再犯者数は減少したものと推測される。

4 保護観察付執行猶予者

保護観察付執行猶予者について、遵守事項違反を理由として執行猶予の言渡しの取消しを求める措置が刑執行猶予取消申出である。この制度そのものは、更生保護改革の前後において変更ないが、不良措置の前提となる遵守事項の内容について充実が図られた。すなわち、保護観察付執行猶予者について特別遵守事項を定める規定がなかったところ、平成18年の執行猶予者保護観察法の一部改正により、仮釈放者等と同様に特別遵守事項を定めることができるようになり、その後、更生保護法の規定に統合された。保護観察付執行猶

予者については、保護観察中に再犯があり、その再犯事実を遵守事項違反として刑執行猶予取消申出がされることがある。平成23年において、刑執行猶予取消申出は110件であるところ、そのうち再犯によるものではない取消申出は7件である。したがって、保護観察付執行猶予者に対する不良措置については、再犯を防止するための措置としての運用例は少ないようである。なお、平成15年における刑執行猶予取消申出は195件であり、そのうち再犯によるものではない取消申出は14件であった。

以上、4種類の不良措置について、更生保護改革の前後における変化の観点から検討する。制度面では、保護観察処分少年と保護観察付執行猶予者について、その充実が図られ

(参考) 更生保護改革前後の保護観察処遇

措置の種類	措置の内容	平成15年	→	平成23年
監督	面接頻度(A分類率⇒S+A+Bの割合)	11.2%	→	20.0%
	薬物検出検査(実施回数)	なし	→	14,461回
	生活の実態を示す資料の提示	なし	→	不明
	所在不明者(仮釈放者+保護観察付執行猶予者)	1,571人	→	340人
支援	定住支援(収容保護人員)	6,448人	→	7,650人
	就労支援(就労者数)	なし	→	1,722人
	性犯罪者処遇プログラム	なし	→	850人
	覚せい剤事犯者処遇プログラム	なし	→	1,344人
	暴力防止プログラム	なし	→	259人
	飲酒運転防止プログラム	なし	→	424人
不良措置	保護観察処分少年(通告+施設送致申請)	29人	→	38人
	仮退院少年(戻し収容申出)	16人	→	25人
	仮釈放者(仮釈放取消し)	1,030人	→	619人
	保護観察付執行猶予者(執行猶予取消申出)	195人	→	110人
再処分率等	保護観察処分少年	19.1%	→	16.8%
	仮退院少年	23.5%	→	18.9%
	仮釈放者	1.0%	→	0.7%
	仮釈放者(仮釈放取消率)	6.6%	→	4.2%
	保護観察付執行猶予者	35.6%	→	28.5%
	保護観察付執行猶予者(執行猶予取消率)	33.0%	→	26.3%

た。制度の運用面では、保護観察付執行猶予者を除く保護観察対象者について、その強化が図られた。再犯防止効果の有無に関しては、仮釈放者についてはその期間中の再犯が減少しており、効果が上がっていると推測することもできるが、その他の3類型の保護観察対象者については、運用が強化されたとはいえ、不良措置人員そのものが極めて少なく、その効果を論じることは困難である。

おわりに

制度を充実させても、制度運用が強化されなければ効果は上がらない。制度運用が強化されても、効果が上がっているかどうかは検証が必要である。さて、冒頭、「再犯防止施策の充実により再犯防止が図られた」と仮定したが、本稿の検討により、この仮説は多少とも説明されたと言えるだろうか。これまで見た

とおり、更生保護改革の前後において、監督、支援、不良措置の多くの部分で制度の充実が図られた。制度運用についても、保護観察付執行猶予者に対する不良措置のような例外はあるが、全般的には強化が図られていると言えよう。制度運用を強化した結果、再犯防止効果が上がっているかどうかは、そのいくつかについて再処分率等を指標として論じたが、やや強引であることは否めない。今後、個別の保護観察の手段(施策)について、詳細な調査、検証が積み重ねられることが望まれる。

参考文献

- 柿澤正夫「国民の期待にこたえられる更生保護の実現に向けて」『更生保護と犯罪予防』第147号(2006年)1-15頁。
 川出敏裕「更生保護改革への期待」『犯罪と非行』第154号(2007年)5-21頁。
 後藤弘子「保護観察の現状と課題」『犯罪と非行』第145号(2005年)28-44頁。

英文タイトル

On the Probation Intervention before and after the Probation Service Reform

Masatoshi Ebihara

Keywords : Probation Service Reform, Probation Intervention, Repeat Offence Prevention, Effectiveness of Probation Practice